

「てもいいか」の意味・用法に関する研究

—「ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか」が
依頼と解釈できる場合を中心に—

政 井 美 穂

1. はじめに

従来、「てもいいか」の基本的な機能は、「許可を求める」であるとされてきた。次の(1)を見ていただきたい。

(1) ここ、写真に撮っててもいい¹？

(1)は、従来の用法通り「許可を求める」ための文である。しかし、これまであまり指摘されてこなかったことであるが、従来の用法には当てはまらない「てもいい」文が存在するのではないと思われる。(2)を見ていただきたい。

(2) (バーにてバーテンダーに対して)

「ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか？」

従来の枠組みで考えると(2)は、「許可を求めた」文ということになる。しかし、「許可を求めた」表現であるとは言い難い。バーテンダーに対する発言であることから、「もう一杯ください」という「依頼」のために用いられた表現だと考えるのが妥当なのではないだろうか。

これらは、それぞれの文に対する聞き手側の返答の形からも言える。(1)の場合の返答として考えられるのは、「どうぞ」「いいですよ」といった許可を与える表現である。一方、(2)の場合の返答として考えられるのは、「かしこ

1 本稿の例文にある下線は筆者によるものである。なお、以下の例文もすべて同じである。

まりました」や「承知しました」「お任せください」といった依頼を受ける表現である。(2)の発言に対して、「どうぞ」という返答には違和感をおぼえる。同様に(1)の発言に対して「かしこまりました」「承知しました」「お任せください」といった返答は考えにくい。よって、(2)のような文は、「依頼」表現の文として、従来の用法とは区別して考える必要がある。なお、本稿では、(2)のような文を、ギムレット文と呼ぶことにする。

そこで、本稿では、従来の用法には当てはまらないギムレット文とその他の「でもいいか」文を分析して、ギムレット文の特徴を明らかにする。

まず、2章では、「先行研究」を概観すると同時に、問題点を指摘し、ギムレット文が分類できないことを確認する。3章では「調査の資料と方法」を述べ、4章では、「新たな分類」を提案する。それを受けて、5章で「『でもいいか』文の分類結果」を提示する。6章では、「結論」を述べ、7章に「今後の課題」を記す。

2. 先行研究

従来の研究でギムレット文が扱われているのか否か、また、扱われているとするとどのように扱われているのかを知るために、ここでは、「でもいい」に関する先行研究を概観する。

「でもいい」の意味用法について述べられた、主な先行研究として、次の2つを挙げたい。高梨信乃(1995)「シテモイイとシテイイー条件接続形式による評価的複合表現②」、遠藤直子(2006)「『初級文型の硬直化』を防ぐためにーシテモイイ文型を例として」である。

2.1. では高梨(1995)を、2.2. では遠藤(2006)を紹介し、2.3. では先行研究では分らないことを指摘する。

2.1. 高梨(1995)

高梨(1995)は、シテモイイとシテイイの類似点と相違点の研究を行なったものである。共通点をおさえた上で、シテモイイの用法を明らかにしている。高梨(1995)では、シテモイイが文において担う意味を整理するため、シテモが先行する部分に注目している。シテモに先行する部分に描かれた事態の制御可能性、および、行為者の人称という2つのファクターの組み合わせによって、シテモイイの意味は「許可」「意向」「許容」の3つに分化すると述べている。また、二次的意味として「外界的容認/可能」²を挙げ、さらにそこから派生

した意味として「後悔／不満」³を表すと述べている。

2.2. 遠藤 (2006)

遠藤 (2006) では、日本語学習者が当該の文型の他の用法に目を向けることができず、その文型に対する正確な理解が阻害される恐れがあることを「初級文型の硬直化」と呼び、その典型的な表現として～テモイイ文型⁴を挙げている。

そこで、遠藤 (2006) は、日本語母語話者が使用する～テモイイ文型の用法を細分化して、一覧表を作成している。

一覧表を作成するにあたり、遠藤 (2006) は、特定の文型による発話が「だれが」「だれに」「なんのために」行ったものであるかという観点に立つ必要があると考え、蒲谷・川口・坂本 (1998) より、表現意図⁵を引用し、テモイイ文型を①「行動展開表現」レベル、②「理解要請表現」レベル、③「自己表出表現」レベルという三つの表現レベルに分けて考えている。

遠藤 (2006) で示す①「行動展開表現」レベルは「行動」「利益」「決定権」に、必ず聞き手が話し手が入るということで、「人間が OK を出す表現」であり、〈許可求め・許可〉〈許可求め・譲歩〉〈許可与え・許可〉〈許可与え・譲歩〉〈申し出〉〈提供〉〈提案〉〈宣言〉の 8 つに分けられている。また、②「理解要請表現」レベルは、行為の可否を決定するものが人間ではない「規則・慣習・経験・状況が OK を出す表現」であり、〈確認求め・許容〉〈確認求め・容認〉〈確認与え・許容〉〈確認与え・容認〉に分けられている。③「自己表出表現」レベル⁶は、

2 「外界の容認／可能」とは、外界の状況や規範の上で容認されること、または、可能であることを表すとされる。

3 「後悔／不満」とは、状況や規範の上では実現可能であるにもかかわらず、実現されていないこと、また、実現されなかったことを表すとされる。行為者が聞き手や第三者の場合には「不満」、話し手自身である場合には「後悔」の意味になるとする。

4 遠藤 (2006) によれば、日本語教育の教科書・教材では、～テモイイ文型は、「～でもいいですか」が「許可を求める」表現、「～でもいいです」が「許可を与える」表現、「～なくてもいいです」が「不必要」「譲歩」として捉えられているものであるとしている。

5 蒲谷・川口・坂本 (1998) によれば、「表現意図」とは「表現主体」が「何のために表現するのか」「何が表現したいのか」「その表現を通じて何を叶えようとしているのか」といった点を明らかにしたもので、人間の言語表現を「行動展開表現」「理解要請表現」「自己表出表現」の三つに大きく分けたものだとされる。

6 「自己表出表現」レベルは典型的な構造を持たない表現であるとされている。

心内発話や、独り言のような表現のことであるとされる。

以上のように、遠藤 (2006) から、テモイイ文型はさまざまな意味・用法で使用されていることが分かる。

2.3. 先行研究では分らないこと

高梨 (1995)、遠藤 (2006)、では、日本語母語話者が「てもいい」を使用する場合の用法についての調査・分析が行われている。その結果、「てもいい」という表現は、従来考えられてきた「許可求め / 許可与え / 不必要 / 譲歩」以外にも、様々な用法で用いられていることが明らかにされた。

しかし、これらの分類方法が有用であるとは言えない。特に遠藤 (2006) で作成された一覧表は、日本語学習者に提示するための一覧表としては複雑すぎると考えられる。

また、高梨 (1995)、遠藤 (2006) とともに、「てもいい」に「てもらおう」が付与された「てもらってもいい」文と「てもいい」文をまとめて扱っている。「てもらってもいい」という表現は、「てもらおう」という話者が恩恵を受ける文に「てもいい」文が接続した表現である。この場合、現実には話者は動かず、恩恵を受けるだけであるため、「依頼」の文になるのではないかと考えられる。「てもらってもいい」文と「てもいい」文は区別するべきではないだろうか⁷。

また、次のような文はどのように解釈すればよいのだろうか。ここで、繰り返しになるが、冒頭で述べたギムレット文について、もう一度説明する。以下の文を見ていただきたい。

- (3) (バーテンダーに対して) 「ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか？」
(2) を再掲

従来の先行研究の枠組みで考えると、この「てもいいですか」は、「許可を求める」ために使用される表現ということになる。

しかし、この場合、純粹に「許可を求めた」文であるとは考えにくい。バーテンダーに対する発言であることを考えても、「もう一杯おかわりを下さい」という「依頼」をするために用いられた表現であると考えるのが妥当であろう。

また、この文の構造を「行動 / 決定権 / 利益」の三点から見てみると、行

7 「てもらってもいいですか」が「依頼」として機能することは、砂川 (2005)、砂川 (2006)、熊井 (2012) など、複数の先行研究で指摘されている。

動＝相手、決定権＝相手、利益＝自分になるため、「A / A / J」というパターンになると考えられる。

しかし、遠藤（2006）で提示された一覧表には、「A / A / J」となる構造のものは明記されていない。同様に、高梨（1995）にも、「依頼」といった記述は見られない。

さらに、この文のパートナーの返答を考えてみると、「かしこまりました」や「承知しました」、「お任せください」といったものが挙げられる。「許可を求めた」文の返答に「いいですよ」や「どうぞ」は有効であるが、「依頼」文の返答に「いいですよ」や「どうぞ」が使われると、違和感をおぼえる。同様に、「依頼」文の返答として「かしこまりました」「承知しました」「お任せ下さい」は有効であるが、「許可を求めた」文の返答として「お任せ下さい」は考えにくい。よって、ギムレット文のように使用される「てもいいか」は「依頼的用法」として「許可を求める」表現とは区別するべきであると考えられる。

次に、ギムレット文以外にも、遠藤（2006）の分類表にはあてはまらない例文があるかどうかを調査した。参照したサイト、検索文字列は、以下の通りである。

【表1】「検索サイト・検索文字列一覧」

検索サイト	検索文字列	用例数
Google	てもいい（一もらっ）	300例
BCCWJ	てもいい	500例
	てもいい？	90例
	てもいいですか	195例
	てもいいんですか	52例

調査の結果、遠藤（2006）の表では、分類できないと思われる用例をいくつか発見した。そこで、遠藤（2006）で作成された「～テモイイ文型用法分類一覧表」で示されている分類項目には、改善の余地があると思われる。よって、本稿ではギムレット文を含む新たな分類を提案したいと思う。

3. 新たな分類の提案

2章では、遠藤（2006）で作成された分類一覧表が、適切なものか分からないこと、複雑すぎることを指摘した。したがって、本章では、先行研究の問題

点を踏まえた上で、新たな分類方法と分類表を提示したい。

3. 1. で分類表を作成するための前提を示し、3. 2. では「行動」する人に着目した分類方法を、3. 3. では「決定権」に着目した分類方法を提案する。3. 2. と3. 3. で提案した分類方法をまとめて一覧表にしたものを、3. 4. で提示する。

3. 1. 分類表を作成するための前提

まずは、分類表を作成するために前提となる事柄を確認しておくことにする。分類表を作成するにあたって考えておきたいことは、聞き手に「てもいいか」を使用する時点で、その事柄は聞き手と何かしらの関わりを持つということである。次の文を見ていただきたい。

- (4) すみません、隣に座ってもいいですか？
- (5) (B さんとは関係を持たない A さんに) B さんの隣に座ってもいいですか？
- (6) 私の部屋の時計の位置を変えてもいいですか？

(4) は、典型的な「許可を求めた」文と言える。これには、隣の席という聞き手の領域が関係している。一方、(5) (6) のような発言は考えにくい。聞き手側の返答を考えてみても、(4) は「どうぞ」「いいですよ」といった返答が考えられるが、(5) (6) の返答として可能性があるのは、「B さんに聞いてください」「ご自由にどうぞ」「お好きなように」などであると思われる。このことから、(5) (6) の文は、聞き手とは関わりを持っていないことが分かる。つまり、(5) (6) は不自然な文である。

上記の点を踏まえた上で、「てもいいか」の分類表を作成する。

3. 2. 「行動」する人に着目した分類方法

分類表を作成するためには、遠藤 (2006) を踏まえて「行動」「決定権」「利益」の三点からの分析が必要である。その際、典型的な「許可を求める」文の形式を基準とする。「行動」をするのが「J (自分)」、「決定権」を持つのが「A (相手)」、「利益」を受けるのが「J (自分)」となる J / A / J のパターンである。分類表作成の手順として、3. 2. では、「決定権 = A」「利益 = J」を固定して、「行動」する人によって「表現意図」に違いが見られるのかどうかを検証する。ここでいう「行動」する人とは「てもいいか」文の後に、実際に動く人のこと

を指す。

その結果、「行動」をするのが「自分」の場合である J / A / J のパターンと、「行動」するのが「相手」の場合である A / A / J の二つのパターンが考えられる。J / A / J となるものは「許可を求めた」文として、A / A / J となるものは「依頼」文として考える。ここでは、参考までに純粋な「依頼」表現である「てもらえませんか」の構造も提示し、「許可を求める」文との比較を行う。以下、ここまでの考察を【表2】にまとめる。

【表2】「行動」する人に着目した分類（「でもいいか」文と「依頼」文の比較）
（ J = 自分 A = 相手 ）

表現意図	行動	決定権	利益	例文
許可求め(1)	J	A	J	隣に座って <u>もいいですか</u> ？
許可求め(2)	(J)	A	J	ペン借りて <u>もいいですか</u> ？
依頼的用法 (ギムレット文)	A	A	J	ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか？
依頼	A	A	J	窓を開けて <u>もらえませんか</u> ？

【表2】⁸を見ると、「許可求め」表現には、同じ「表現意図」が、2つ存在しているが(1)と(2)には違いがある。

許可求め(1)は、「隣に座ってもいいですか？」というような典型的な「許可を求める」表現が分類される。多くの「でもいいか」文は、許可求め(1)に分類され、これらの文の返答には、主に「どうぞ」「いいですよ」が使用されると考えられる。許可求め(2)は、「ペン借りてもいいですか？」のような「借りる＝貸す」という対応関係にある動詞が使われている文が分類される。これらは「ペンを借りる」ために、自分(話者)が動く可能性も、「ペンを貸す」ために、相手(聞き手)が動く可能性も考えられる文である。つまり、聞き手の胸ポケットに入っているペンを「どうぞ」と貸す場合と聞き手から離れた場所にあるペンに対して「いいですよ」と許可を与えるだけの場合の二つが考えられるということになる。よって、「行動」する人である「自分＝(J)」を括弧で示した。また、この文の場合、「～から」という必須補語に相手が入って

8 例文の下線は、全て筆者によるものである。

くるという特徴が見られる。以上の点から、典型的な「許可を求めた」文とは分けて考える。

同様に「依頼」表現について見ていく。「依頼的用法」は、「(パートナーに対して) ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか?」というようなギムレット文が分類される。ここに分類される文は、立場の違いなどの特殊な状況下にあることで「てもいいですか」であるにもかかわらず、「依頼」のように解釈される文が分類される。たとえば、「店員/客」「上司/部下」「師弟関係」「主従関係」などが当てはまると考える。典型的な「依頼」文と比べてみても、文の構造が「行動 = A」「決定権 = A」「利益 = J」と同じ形式になることが分かる。よって、ギムレット文は「依頼的用法」として「許可を求めた」文とは分けて考える。

3.3. 「決定権」を持つ人に着目した分類方法

3.2. では、「決定権 = A」「利益 = J」を固定して、「行動」する人によって「表現意図」に違いが見られるのかどうかを検証した。3.3. では、「決定権」の部分に注目して、「決定権」を持つ人によって「表現意図」に違いが見られるかどうかの検証を行う。

「決定権」に注目すると、【表5】で提示した「表現意図」のほかにも A/A・J/Jとなるもの、J/J/Jとなるものが考えられる。以下、【表3】にまとめる。

【表3】「決定権」を持つ人に着目した分類 (J = 自分 A = 相手)

表現意図	行動	決定権	利益	例文
判断うかがい	J	A・J	J	すぐ引越しますので、住民票移さなくてもいいですか?
許可求めのふりをした宣言	J	J	J	(元妻に)この人と結婚してもいいですか?

「行動 = J」「決定権 = A・J」という形式は「判断うかがい」の機能を持つ文が分類される。「判断うかがい」に分類される文は、「すぐ引越しをするので、住民票移さなくてもいいですか?」といった文で、常識に照らした判断を求めており、「～と思いますか」や「どう思いますか」などの表現に置き換えが可能になっているのが特徴である。この文の場合、常識によって、行動を決定しているため、「決定権」にくるのは、「常識」と考えることも可能であるように思われる。しかし、「すぐ引越しますので、住民票移さなくてもいいですか?」

を発話する状況を考えてみると、市役所の窓口で聞く場合と友達などに聞く場合の二つが挙げられる。市役所の窓口で聞く場合には、相手 (A) の判断によって、行動を決定することになり、「決定権 = A」という構造をとることになる。友達に聞いた場合には、常識に照らした友達 (A) の意見を受けてはいるが、最終的な決定をするのは自分自身 (J) になると考えられるため、「決定権 = J」ということになる。よって、このような文は、常識に照らした判断をもとに、相手 (A) もしくは、自分 (J) が行動を決めるということで、「決定権 = A・J」とした。

「行動 = J」「決定権 = (J)」という形式の場合には「てもいいですか」は「宣言」のように機能していると考えられる。「宣言」ということであれば、相手の許可は必要にはならない。しかし、この場合「てもいいですか」が使われていることで、相手の許可が必要ではないものに対して、わざわざ許可を求めているということになる。このような「てもいいか」文を「許可求めのふりをした宣言」として他の文とは分けて考えたい。「許可求めのふりをした宣言」に分類される文は、「(元妻に) この人と結婚してもいいですか?」といったような文で、相手が「行動」にも「決定」にも関わらないのが特徴であり、相手の許可がなくても「行動」することができるものになっている。また、この場合の聞き手の返答として考えられるのは「勝手にすれば」「ご自由にどうぞ」というものであり、これは 3. 1. で述べた不自然な文の場合に考えられる返答と同じになる。しかし、元妻という自分と相手の関係があることで、3. 1. で述べた不自然な文ではなく、「許可求めのふりをした宣言」に分類する。

3. 4. 「てもいいか」分類一覧表

3. 2. と 3. 3. で提案したものが、「てもいいか」文の新たな分類方法である。以下、【表 2】【表 3】をまとめた分類一覧表を提示する。

【表4】「てもいいか」文の分類一覧表 (J = 自分 A = 相手)

表現意図	行動	決定権	利益	例文
許可求め(1)	J	A	J	隣に座ってもいいですか？
許可求め(2)	(J)	A	J	ペン借りてもいいですか？
判断うかがい	J	A・J	J	すぐ引越すので、住民票移さなくてもいいですか？
許可求めの ふりをした 宣言	J	J	J	(元妻に)この人と結婚してもいいですか？
依頼的用法 (ギムレット文)	A	A	J	ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか？

以上が、新たに作成した分類一覧表である。

「行動」「決定権」「利益」の三点から分析すると、典型的な「許可求め表現」と考えられる、許可求め(1)から派生し、許可求め(2)、判断うかがいなどの用法としても用いられるようになったと考えられる。よって、許可求め(2)、判断うかがいは、広い意味では「許可を求める」表現ということになると考えられる。

許可求めのふりをした宣言も広い意味では「許可を求める」表現と考えること可能であるように思われる。しかし、許可求め(1)、許可求め(2)、判断うかがいが「許可」であったり、「判断」であったり、何かしらの相手の意見を必要とする疑問文になっているのに対し、許可求めのふりをした宣言は見せかけの疑問文であると言える。この場合には、仮に、相手が何も答えなかったとしても、話者は行動をするだろうと考えられる。返答を考えてみても、許可求め(1)、許可求め(2)、判断うかがいは「いいですよ」「どうぞ」「いいと思います」「～方がいいと思います」など、相手(聞き手)の意見によるものになっているが、許可求めのふりをした宣言では「勝手にすれば」「ご自由にどうぞ」など、話者自身に任せたものになっている。

また、「依頼的用法」は、「行動 = A」という構造をとるということで、相手に「行動」を依頼する文である。

このように考えると、許可求めのふりをした宣言や依頼的用法は、それぞれ「許可求め」表現とは区別すべきだと考えられる。なお、ここで、作成した分類表を使って、実例が分類できるかどうかについては、次章以降で見ていくこととする。

4. 調査の資料と方法

従来「許可を求めた」表現であると考えられている「てもいいですか」が、従来とは異なる、さまざまな意味・用法として機能していることは、これまで述べてきた通りであり、3章では、新たな分類一覧表を作成した。作成した分類一覧表が「てもいいか」文の分類に適したものかどうかを次章以降で検証する。そのために4章では、調査の資料と方法について述べる。4.1. では、調査資料について、4.2. では、調査方法について挙げる。

4.1. 調査資料

本稿では、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』(以下、「BCCWJ」⁹)とする。)を用いて収集した、「てもいいか」文、207件を分析対象とする。

4.2. 調査方法

調査は、3章で提案した新たな分類表と分類基準に基づいて、「BCCWJ」より収集した、全207件の「てもいいか」文の分類を行った。3章でも示した通り、例文の「行動」「決定権」「利益」の三点に当てはまるのが、それぞれ、相手(A)であるのか、自分(J)であるのかという点から分析を行った¹⁰。

5. 「てもいいか」文の分類結果

本章では、3章で作成した分類表を用いて「BCCWJ」から収集した「てもいいか」文の実例207件の分類ができるかどうかを見ていく。5.1. では、分類の結果を、5.2. では、分類表の各項目に分類される用例を、5.3. では、まとめを述べる。なお、例文はBCCWJからそのまま、引用している。

5.1. 分類結果

3章で作成した分類表に従い、実例の分類を試みた。5.1. では、分類の結果を述べる。分類は3章、4章で述べたように、実例207件の「行動」「決

9 BCCWJは、“Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese”の略である。

10 今回収集した、全207件の「てもいいか」文が許可求めとしての不自然さがないことは確認済みである。

定権」「利益」の三点が誰にあるのかという点に注目して行った。

「行動」「決定権」「利益」が J / A / J となるものは「許可求め (1)」「許可求め (2)」に、J / A・J / J となるものは「判断うかがい」に、J / J / J となるものは「許可求めのふりをした宣言」に、A / A / J となるものは「依頼的用法」に分類する。なお、「分類不可」とは、前後の文脈からでは「行動」「決定権」「利益」の三点が誰にあるのかが判断できなかった文が当てはまる。以下、【表 5】を見ていただきたい。「てもいいか」文の実例 207 件を分類した結果である。

【表 5】「てもいいか」文 実例の分類結果

表現意図	例分数
許可求め (1)	113
許可求め (2)	2
判断うかがい	56
許可求めの ふりをした宣言	28
依頼的用法 (ギムレット文)	0
分類不可	8
合計	207

分類の結果、「許可求め (1)」に分類される文が最も多く 113 件、「許可求め (2)」に分類される文は 2 件、「判断うかがい」に分類される文は「許可求め (1)」に次いで多い 56 件、「許可求めのふりをした宣言」に分類される文は 28 件、「依頼的用法」に分類される文は 0 件、「分類不可」の例文は 8 件となった。

5. 2. 分類に使用した例文

5. 2. では、分類に使用した例文を提示する。例文は「BCCWJ」からの引用である。まずは、「許可求め (1)」に分類される文である。代表的な文、10 例を提示する。(7) ～ (16) を見ていただきたい。

- (7) この服を試着してもいいですか？
- (8) 名所、旧跡、寺院などここで写真を撮ってもいいですか？
- (9) 部屋でたばこを吸ってもいいですか？

- (10) ひとつ質問してもいいですか？
- (11) トイレ、行ってももいいですか？
- (12) 明るくなくてももいいですか？
- (13) この写真を見てもいいですか？
- (14) 「じゃ、僕、ワールドカップを見にいけないんだ。もう行ってもいいですか？ (略)」
- (15) 「煙草を吸うとき、ほとんどの男は『吸ってもいいですか』と聞く。でも、女は絶対に聞かない。(略)」
- (16) 私は封筒を手にとった。「開けてもいいですか」私は聞いた。「どうぞ」彼女は答えた。

上記のような「許可求め(1)」に分類される文は、最も多く 113 件となった。「許可求め (1)」は、典型的な許可求め文が分類されることを考えると、書き言葉として使用される「もいいですか」の多くは、「許可求め」として機能していると言える。

次に「許可求め (2)」に分類される文である。(17) (18) を見ていただきたい。

- (17) 大木さんは部屋を見まわし、千田さんのエプロンを見つけると、これ借りてもいいですかと言った。
- (18) 「写真の花束」とかブログに載せさせていただいてもいいですかとお願いしたら、宣伝してねと笑顔でおっしゃっていただきました。

上記のような「許可求め (2)」に分類される文は、207 件中 2 件であった。わずか 2 件だけであったが、全く使用されないというわけではないことが分かった。

次に「判断うかがい」に分類される文である。代表的な文、10 例を提示する。

(19) ～ (28) を見ていただきたい。

- (19) 国内だったら、パスタはすすってもいいですか？
- (20) 今は薬も効いたみたいで熱もありません 今日お風呂に入ってもいいですかね？
- (21) 明日の朝、これを上司に叩きつけて辞めてもいいですか？
- (22) 居酒屋でご飯をといる時に、お酒頼まなくてもいいですか？
- (23) キャベツは常温で保存してもいいですか？

- (24) そのうち帰るかもしれないという人は（住民票を）移さなくてもいいですかね？
- (25) ～たり、～したりという言葉は改まった文書で使ってもいいですか？
- (26) ウィルススキャンはしましたが感染はしていないようです。このままパソコンを使ってもいいですか？
- (27) 化粧品のサンプルは、名前を変えていっぱい応募してもいいですかねえ？
- (28) 会社の情報を見ると、筆記試験に論作文がない会社が多いのですが、やらなくてもいいですかね？

上記のような「判断うかがい」に分類される文は、207件中56件であった。「許可求め(1)」に次いで、56件使用されていることから「判断うかがい」は、「てもいいか」文の用法の一つと考えることができる。また、そのため、今後は「判断うかがい」の性質を明らかにしていく必要があると考える。

次に「許可求めのふりをした宣言」に分類される文である。代表的な文、10例を提示する。(29)～(38)を見ていただきたい。

- (29) 「もう（小テストなど）始めてもいいですか？」
- (30) 2ヶ月前から参加しているけど、まだ挨拶してないので、今してもいいですか？
- (31) ネタバレしてもいいですか？
- (32) 僕が普段『BECK』という作品に関して感じていることを話してもいいですか？
- (33) 〈池袋ワンダーワールド〉について書いてみようかな。なんて思ってますが、「書いてもいいですか？」なんて訊いても意味ないやね。
- (34) 自分探しの旅に出てもいいですか？
- (35) 泣いてもいいですか？もう自分やだ 超病んでるし。。バカみたいなことで傷ついている。
- (36) 一人では寂しいので、とりあえずで彼女作ってもいいですか？
- (37) もうストレス溜まって辛いです。明日買い物に行ってもいいですか？
- (38) 今でも私には運命の人だったと思えてなりません。もう少し信じて待っていてもいいですか？

上記のような「許可求めのふりをした宣言」に分類される文は、207件中28

件であった。28件確認されたことから「許可求めのふりをした宣言」も「てもいいか」文の用法の一つと考えることができるのではないだろうか。例文を見ると分かるように、これらの文は相手の許可を求めているというより、背中を押してほしい、誰かに同意してほしいという気持ちを読み取れる文になっている。しかし、実際に相手の許可を必要としない「行動」であるにもかかわらず、「てもいいですか」が使用されていることで、わずらわしさを感じる文であるとも言える。

次に「許可求め」「判断うかがい」「許可求めのふりをした宣言」に分類をする際に、前後の文脈や状況によって文の構造が変わってくる文について考察しておく。以下(39)～(42)を見ていただきたい。

(39) 授業中に「お腹が痛いので、保健室に行ってもいいですか？」って言って保健室に行きました。

(40) 「手の甲なら血管が浮き出ていますから、ここへしてもいいですか」と聞いてのち、手の甲から何とか液体を注入することができた。

(41) 明日の朝、これを上司に叩きつけて辞めてもいいですか？

(42) 主婦ですが、独身と嘘をついてもいいですか？

(39)～(42)は、分類するにあたり、状況によって文の構造が変わってくる文である。そのため、前後の文脈を含めた判断が必要であると考えられる。

たとえば(39)は、授業中の学生から先生への発言であると思われる。そのため、先生の許可を得るための発言と考え「許可求め」に分類した。しかし、これが友達同士の発言であった場合には、友達の「許可」を得る必要はなく、「許可求めのふりをした宣言」であると考えerほうが自然であると思われる。

同様に考えると(40)は病院で注射をする際の発言であり、看護師から患者へ発話されたものである。看護師からの発話であり、注射をするためには手の甲にしかできないということであれば、患者には拒否権がある訳ではなく、「宣言」的に機能していると言える。そこで、これは「許可求めのふりをした宣言」に分類した。

(41)(42)は、ネットの掲示板への書き込みである。よって、誰かの「許可」を必要としているとは考えにくい。また、これらは常識に照らした判断を求めているというよりも、誰かに背中を押して欲しい、同意して欲しいという気持ちが強くあると思われる。この場合、誰からも意見がなかったとしても、話者は「行動」をすると考えられ、その「行動」の「決定権」は話者(J)という

ことになると考えた。したがって、「許可求めのふりをした宣言」に分類した。

このように、分類の際には前後の文脈や状況から判断して、文の構造を見極める必要がある文も存在する。以上のことから分かる通り、「てもいいか」は日本語学習者にとっては複雑な表現になっていると考えられる。これは「てもいいですか」文を含む「てもいい」文にも言えることであるが、(43)～(46)のような文について、これらの用法の違いを理解できるようになることが、日本語学習者の上級・超級レベルの学生に求められることなのではないだろうか¹¹。

次に「依頼的用法」に分類される文であるが、今回収集した207件の文の中で「依頼的用法」に分類されるものは1件も見つからなかった。しかし、作例ではあるが、ギムレット文では「てもいいですか」が「依頼」として機能していると考えられる。ギムレット文が「依頼」として機能するためには、「上司／部下」「客／店員」「師弟関係」「主従関係」などの特殊な状況が関係してくると思われる。そこで、今後は調査範囲をさらに拡大し、事例の収集に努め、ギムレット文の性質を明らかにしていく必要があると思われる。

次に「分類不可」の文を提示する。(43)～(50)を見ていただきたい。

(43) 生きていてもいいですか

(44) 柚木涼香と東浩紀の動物化してもいいですか

(45) 伊勢佐木モールのイルミネーションどうですか？きれいですか？わざわざ見に行つてもいいですか？

(46) 『エレーン』（アルバム『生きていてもいいですか』）

(47) 梅干は一日に何個たべてもいいですかって聞いてと頼まれました。

(48) どこの選挙区から立候補してもいいですか

(49) 記録されていればそれでもいいという話があるのですが、こういうことでもいいですか、

(50) あなたの生き甲斐は何ですか？私は何もあります。死んでもいいですか？

上記のような、「分類不可」に分類される文とは、前後の文脈からでは「行動」「決定権」「利益」の三点が誰にあるのかが判断できなかったものである。

11 遠藤（2008）で行われたアンケート調査で「てもいい」の用法に関する日本語母語話者と外国人学習者の意識の違いが明らかにされている。遠藤（2008）によれば、「てもいい」文について、学習者は日本語習熟度に関係なく、日本語教科書で扱われている従来の用法で考える傾向があるということであった。

5.3. まとめ

5.3. では、5章「[「てもいいか」文の分類結果]」についてのまとめを述べる。

【表8】の通り、「許可求め（1）」に分類される文は113件、「許可求め（2）」に分類される文は2件、「判断うかがい」に分類される文は56件、「許可求めのふりをした宣言」に分類される文は28件、「依頼的用法」に分類される文は0件、「分類不可」の例文は8件となった。

このことから、書き言葉として使用されている「てもいいですか」のほとんどは、「許可求め」として機能することが分かった。また、「判断うかがい」は56件、「許可求めのふりをした宣言」は28件、使用されていることから「てもいいか」文の用法の一つと考えることができると思われる。そのため、今後の課題として「判断うかがい」「許可求めのふりをした宣言」の性質を明らかにしていく必要があると考える。

一方、「依頼的用法」は0件となっており、実際に調査を行うと、ギムレット文は、あまりないことが分かった。これは、今回の調査資料が書き言葉コーパスであったからなのか、それとも一般的に「てもいいか」文が「依頼」としては使われていないからなのか、現段階では分からない。しかし、作例ではあるが、ギムレット文では「てもいいですか」が「依頼」として機能していると考えられる。ギムレット文が「依頼」として機能する条件として特殊な状況下であることがかかわっていると考えられる。現段階で言えることには限界があるため、今後は調査範囲をさらに拡大し、実例の収集に努め、ギムレット文の性質を明らかにしていく必要があると思われる。この結果から、日本語の教科書で「てもいいか」の用法の一つとして「依頼的用法」を扱う必要はないかもしれないが、今後、若者言葉として定着していく可能性もあるため、注意して見ていきたい。

6. 結論

「てもいい」には、従来「許可を与える / 許可を求める / 不必要 / 譲歩」などの用法があるとされていた。しかし、従来の用法以外の文もあると考えられるため、全ての「てもいい」文を分類できるような新たな分類を提案することにした。そのため、まずは「てもいいか」という表現に絞って、調査を行い、新たな分類表、分類基準を提案した。ここで、本稿で作成した分類一覧をもう一度提示する。

【表4（再掲）】「てもいいか」文の分類一覧表（ J = 自分 A = 相手 ）

表現意図	行動	決定権	利益	例文
許可求め(1)	J	A	J	隣に座って <u>もいいですか</u> ？
許可求め(2)	(J)	A	J	ペン借りて <u>もいいですか</u> ？
判断うかがい	J	A・J	J	すぐ引っ越しするので、住民票移さなくても <u>もいいですか</u> ？
許可求めの ふりをした 宣言	J	J	J	(元妻に)この人と結婚しても <u>もいいですか</u> ？
依頼的用法 (ギムレット文)	A	A	J	ギムレット、もう一杯飲んでも <u>もいいですか</u> ？

結論として言えることは次の4つである。以下、見ていただきたい。

- ①「てもいいですか」のほとんどは、典型的な「許可求め」表現として使用されていることが分かった。
- ②「許可求め」に次いで、「判断うかがい」「許可求めのふりをした宣言」という新たに設けた表現意図が使用されている文が多くある。そのため、これらの性質を明らかにして、文の特徴を明確にする必要があると思われる。
- ③今回調査した範囲では、ギムレット文は見つからなかった。
- ④実例がないということで「てもいいか」という表現は「依頼」として機能しにくいとも考えられるが、今回の調査資料が書き言葉コーパスであったからであるということも考えられる。

7. 今後の課題

本稿では、先行研究を踏まえた上で、「てもいいか」文の新たな分類を提案した。そして、それを使用して、実例の分類を試みた。その結果、「てもいいですか」のほとんどは「許可求め」として機能しており、「依頼」として機能するものは見つけられなかった。

そのため、この結果が「てもいいか」という表現のみに見られるものであるのか、「てもいい（「でもいい」も含む）」という表現に拡大しても同様の結果が得られるのか調査を続けていく必要があると考える。そして、全ての「てもいい」文を分類できるような新たな分類表を提示したい。

また、「判断うかがい」「許可求めのふりをした宣言」が、「許可求め (1)」に次いで、多く使用されていることから、これらの性質を明らかにしていきたい。さらに、今回分類した表現意図ごとに返答の形式を明らかにし、それを分類表とともに一覧にすることで、日本語学習者に提示できる一覧表を完成させたいと思う。

また、「てもいいか」文の収集を行った際に1件だけだったが、「どんな時にはずれちゃったか教えてもらってもいいですか」といったように「てもらってもいいですか」という形になっている文があった。「てもいいですか」文と「てもらってもいいですか」文は区別すべきであると考えたため、本稿で「てもらってもいいですか」文については扱わなかったが、「てもらってもいいですか」文についても言及の余地があると考え。これについて言及することが、ギムレット文の性質を明らかにする上での手がかりになるのではないかと考えている。

参考文献

- 遠藤直子 (2006) 「『初級文型の硬直化』を防ぐために—テモイイ文型を例として」『日本語文法』6 (1) :72 - 87. 日本語文法学会
- 遠藤直子 (2008) 「日本語学習者による初級文型～テモイイのとらえ方について—『初級文型の硬直化』の問題から」『日本語教育』137:21 - 30. 日本語教育学会
- 熊井 浩子 (2012) 「行為要求表現について：V テモラッテイイカを中心に」『静岡大学国際交流センター紀要』6:1-19. 静岡大学
- 砂川有里子 (2005) 「『～てもらっていいですか』という言い方—指示・依頼と許可求めの言語行動」小泉保著『小泉保博士傘寿記念論文集 言外と言内の交流分野』大学書林
- 砂川有里子 (2006) 「ご住所書いてもらっていいですか」北原保雄編著『続弾！問題な日本語』84-89. 大修館書店
- 高梨信乃 (1995) 「シテモイイとシテイイ—条件接続形式による評価的複合表現②—」『日本語類義表現の文法 (上)』244 - 252. くろしお出版

(まさい みほ・実践女子大学大学院 博士前期課程)